

第6節 興行場等

(敷地と道路との関係)

第35条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下この節において「興行場等」という。）の用途に供する建築物（その用途に供する部分の客席の床面積（集会場にあつては、当該客席の床面積の2分の1に相当する床面積をいう。以下この節において同じ。）の合計が200平方メートルを超えるものに限る。次項において同じ。）の敷地は、次の表の左欄に掲げる客席の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める幅員の道路に1箇所で敷地の外周の長さの7分の1以上接し、かつ、その接する部分に主要な出口を設けたものでなければならない。

客席の床面積の合計	道路の幅員
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	6メートル以上
300平方メートルを超え600平方メートル以内のもの	8メートル以上
600平方メートルを超えるもの	11メートル以上

2 前項の規定は、次の各号のいずれにも該当する場合には適用しない。

- (1) 興行場等の用途に供する建築物の敷地が、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める幅員の2以上の道路に敷地の外周の長さの3分の1以上接し、かつ、そのうち1の道路が同表の中欄に定める幅員であつて、当該道路に1箇所で敷地の外周の長さの6分の1以上接する場合

客席の床面積の合計	道路の幅員	
	1の道路	他の道路
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	5メートル以上	4メートル以上
300平方メートルを超え600平方メートル以内のもの	6メートル以上	5メートル以上
600平方メートルを超えるもの	8メートル以上	6メートル以上

- (2) 前号の表の右欄に定める幅員の2以上の道路（そのうち1の道路は同表の中欄に定める幅員のものとする。）に接する部分にそれぞれ敷地からの出口を設け、かつ、そのうち主要なものが同表の中欄に規定する幅員の道路に接する部分に設けられている場合

- (3) 建築物の客用の屋外への出口が、第1号の表の右欄に規定する幅員の2以上の道路に面する場合

3 建築物内にある2以上の興行場等が、それぞれ耐火構造とした床若しくは壁又は政令第112条第19項第2号の規定に適合する特定防火設備で区画され、かつ、それらの客用の屋外への主要な出口がそれぞれ近接しない位置において異なる道路に面する場合においては、それぞれの興行場等について前2項並びに次条、第37条及び第39条の規定を適用する。

4 第1項（前項の規定により適用を受ける場合を含む。）の規定は、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で、市長が安全上支障がないと認めて許可したものについては、適用しない。

本節は、不特定多数の人が同時に利用する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場について、避難及び通行の安全を確保するため道路の基準を定めたものです。

また、本節における集会場とは、「基準総則 集団規定の適用事例／発行 一般財団法人建築行政情報センター」に示されているものとし、客席の範囲が決められていない会議室やホテルの宴会場等、建築物の一部に不特定多数の者が集まり一般の集会等にも使用できる室（1室の床面積が200平方メートル以上のもの）があるものについても集会場として取り扱います。集会場に該当するかどうかは、建物名称や室の名称によらず使用実態に照らし合わせて判断する必要がありますので注意してください。本節における興行場等を図35-1に示します。

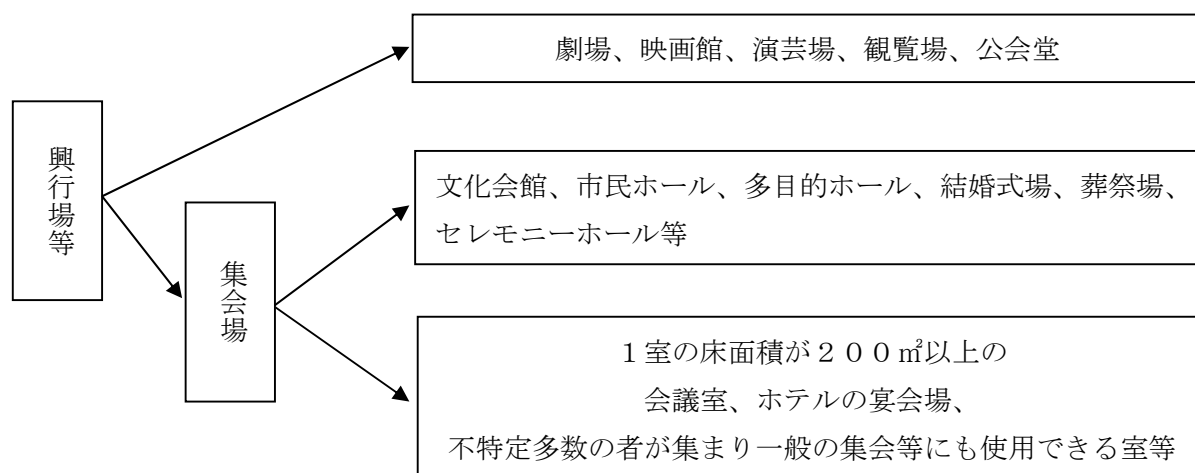


図 35-1 本節における興行場等の分類

1 第1項関係

本項は、興行場等において、避難及び通行の安全を確保するために敷地が接しなければならない道路の基準を定めたものです。客席の床面積の合計に応じて、敷地が接すべき道路の幅員を定めており、表に掲げる幅員の道路に1箇所でも敷地の外周の7分の1以上接する必要があります。なお、1箇所とは、2以上の道路であっても、途切れることなく連続して表に掲げる幅員の道路に敷地の外周の7分の1以上が接している場合も含まれます。

「主要な出口」とは、建築物の利用者が日常利用する、敷地の主要な出口のことをいいます。また、当該出口には、第39条の規定による敷地内通路（複数ある場合においては、そのうちの1以上）が接続している必要があります。

なお、道路に接する長さの考え方は、第6条と同様です（次項において同じ。）。

本条で対象とする興行場等のうち、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂は、客席の床面積の合計が200平方メートルを超える場合が該当します。また、客席の床面積とは、いす席の部分に限らず、いす席の前後の間隔スペースや通路等、利用者が利用する空間をいいます。ただし、舞台の部分や室の一部に設ける収納や倉庫等は含まれません。固定式の客席がない場合は、専ら客が使用する部分を客席の床面積とします。

なお、本条で対象とする興行場等のうち集会場については、第1項中、「当該客席の床面積の2分の1に相当する床面積の合計」と規定されているため、集会場の客席の床面積が400平方メー

トルを超える場合に該当します。また、客席の範囲が決められていない会議室やホテルの宴会場等、建築物の一部に不特定多数の者が集まり一般の集会等にも使用できる室についても400平方メートルを超える場合に該当します。なお、客席の床面積等が400平方メートル以下の会議室やホテルの宴会場等については、本条の対象になりません（図35-2）。

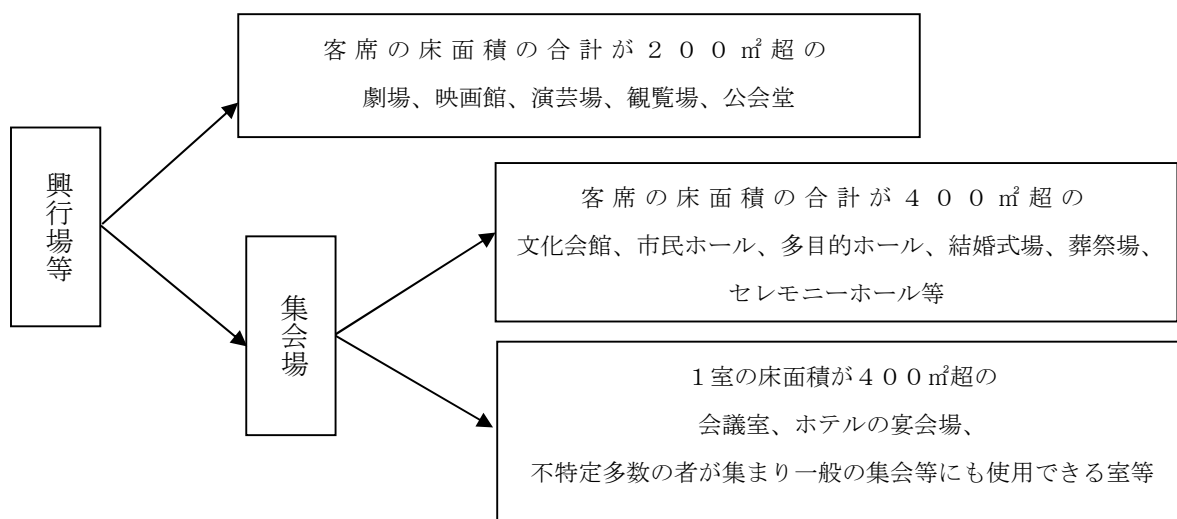


図35-2 第35条の対象となる興行場等

2 第2項関係

前面道路が2以上ある場合の第1項の緩和規定です。

この場合、2以上の方向への避難を確保するために、これらの道路に敷地の外周の3分の1以上が接し、建築物の客用の出口がそれぞれの道路に面していることが必要です。そのうちの1の道路には、1箇所敷地の外周の6分の1以上が接していて、主要な出口を設けたものとしなければなりません。

なお、第2号中「そのうち主要なもの」とは、第1項中「主要な出口」と同様となります。

「それぞれの道路に面する」とは、客用の出口がそれぞれの道路に平行して位置し、かつ道路との間に高低差のない場合をいいます。

なお、高低差に関しては、階段等を設けることにより、通行可能な幅が確保できれば、支障がないものとして扱います。

3 第3項関係

耐火構造の壁等で防火区画され、客用の主要な屋外への出口がそれぞれ別の道路に面している2以上の興行場等に関する規定です。この場合、これらの合計面積で接道の規定を適用することは不合理であるため、別々の興行場等として前2項の規定適用することとしています。

客席の規模によっては、第39条の敷地内通路の規定により本条で必要とされるよりも広い接道長さが必要とされる場合もあるので、注意が必要です。

4 第4項関係

市長の許可による緩和規定です。敷地の周囲に広い空地を有する建築物や、これと同様に安全上支障がないと市長が許可した建築物については、緩和規定を適用できるものとします。

(前面空地)

第36条 興行場等の用途に供する建築物の客用の屋外への主要な出口には、次に掲げる条件に該当する通行上及び避難上有効な前面空地を設けなければならない。

- (1) 間口は、当該出口等の幅（屋外階段にあつては、その幅の2分の1）の2倍以上とすること。
- (2) 奥行きは当該出口等の幅の2分の1以上（その数値が1メートル未満となる場合は1メートル以上）とすること。

2 前項の前面空地には、次に掲げる条件に該当する構造の歩廊、ポーチその他これらに類する建築物又はその部分を設けることができる。

- (1) 内法の^{のり}高さは、3メートル以上とすること。
- (2) 主要構造部は、耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。
- (3) 通行上支障がある位置に柱、壁その他これらに類するものを設けないものとする。
- (4) 外気に有効に開放されていること。

3 興行場等の用途に供する木造建築物等の外壁は、その長さの5分の3以上が幅1.5メートル以上の空地に面していなければならない。

1 第1項関係

本項は、興行場等における入退場時や避難時の客の滞留空間の確保のため、客用の屋外への主要な出口の前面に空地を設けることを定めたものです。

図36-1に例を示します。

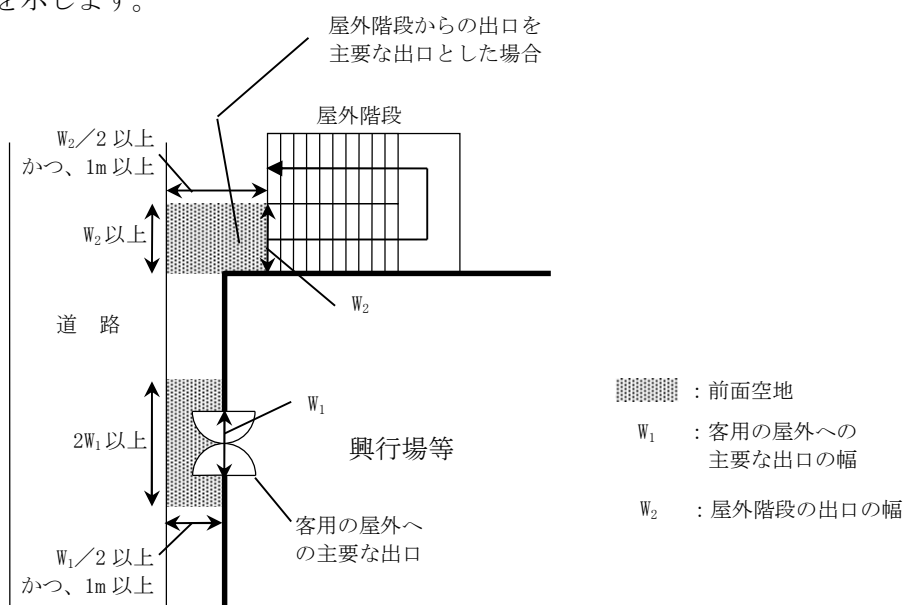


図36-1 前面空地の例

2 第2項関係

客用の屋外への主要な出口の前面に歩廊やポーチを設けた場合に、一定の構造制限を附加した上で第1項の前面空地とみなす緩和規定です。

また、「これらに類する建築物」とはピロティ等で空地の機能が確保できるものをいいます。

図 36-2 に例を示します。

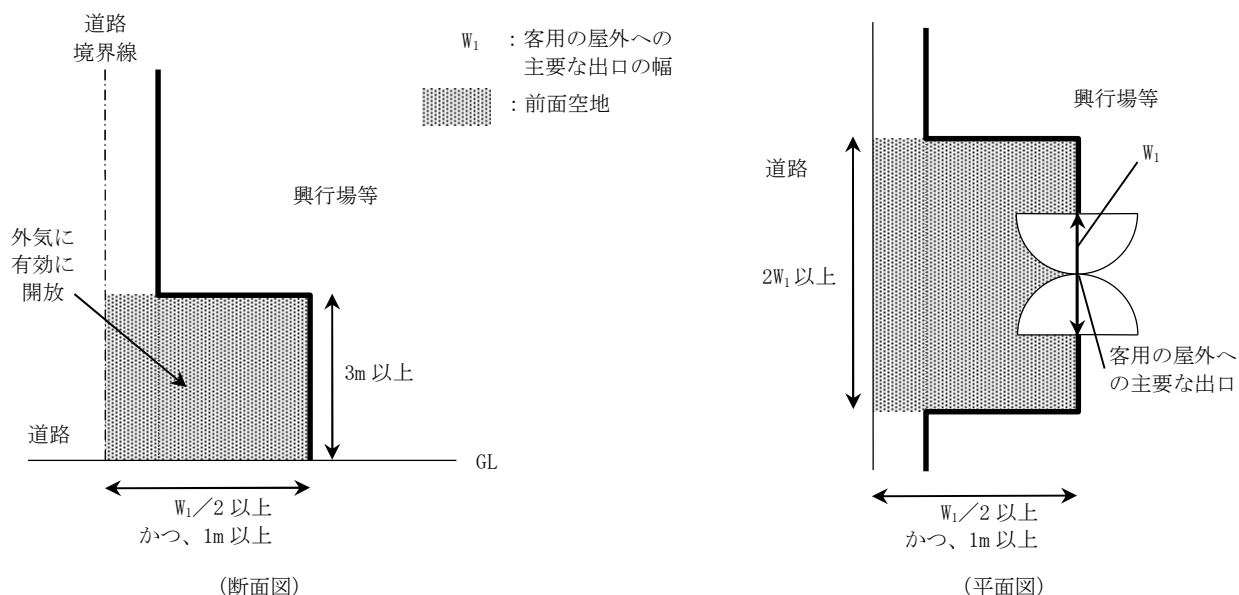


図 36-2 前面空地に建築物又はその部分を設ける例

3 第3項関係

興行場等の用途に供する木造建築物等の空地について定めています。外壁は、その長さの5分の3以上が幅1.5メートル以上の空地に面している必要があります。

なお、「木造建築物等」については第17条（木造の校舎と隣地境界との距離）で定義しています。

(屋外への出口)

第37条 興行場等の用途に供する建築物の客用の屋外への出口で、道路に面して設けるものは、道路の境界線から1メートル以上後退して設けなければならない。

2 興行場等の客用の屋外への出口の幅は、1.2メートル以上とし、かつ、その幅の合計は、その出口を使用して避難する客席の床面積が最大の階における客席の床面積の合計10平方メートルにつき、特定主要構造部（屋根を除く。）が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル以上、その他のものにあっては20センチメートル以上としなければならない。

3 第1項の出口には、段を設けてはならない。

本条は、災害時において興行場等の利用者が円滑に屋外へ避難できるように、屋外への出口について規定したものです。

1 第1項関係

客用の屋外への出口が道路に面する場合、道路の境界線から1メートル以上後退して設けなければならない規定を定めたものです。客用の屋外への主要な出口については、第36条で後退距離が確保されるため、本項は「主要な出口」以外の出口について規定したものととなります。

2 第2項関係

本項は客用の出口の幅を最低1.2メートル以上とし、当該出口の幅の合計は客席の床面積が最大の階の当該客席の床面積の合計に応じて算出した幅以上とすることを規定したものです。（大規模店舗と異なり最大の階の床面積ではなく、最大の階の客席の床面積の合計としています。）

図37-1に例を示します。

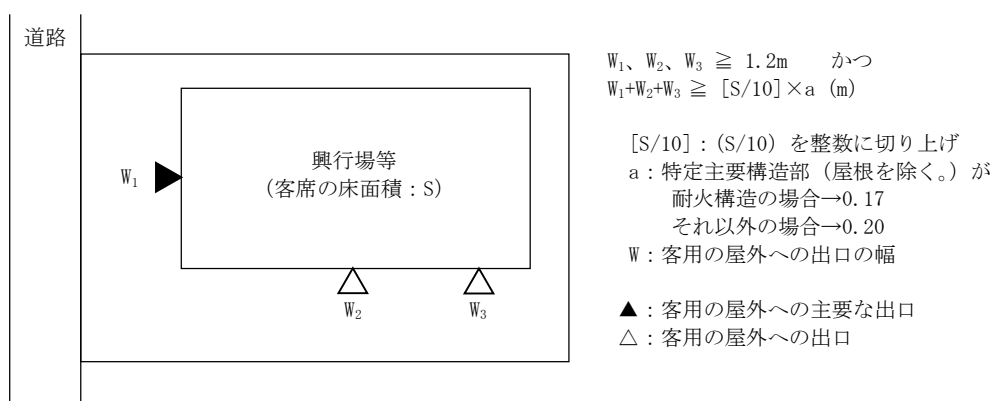


図 37-1 客用の屋外への出口の例

3 第3項関係

避難及び通行の安全を確保するため、客用の屋外への出口には段を設けないことを規定したものです。

(階段)

第38条 興行場等の用途に供する建築物の客用の階段には、回り段を設けてはならない。

- 2 興行場等の用途に供する建築物の客用の直通階段の幅の合計は、興行場等の直上階以上の階（地階にあっては、当該階以下の階）のうち客席の床面積の合計が最大の階における客席の床面積の合計10平方メートルにつき、特定主要構造部（屋根を除く。）が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル以上、その他のものにあっては20センチメートル以上としなければならない。ただし、興行場等以外の用途に供する部分がある場合においては、その直通階段の各階における幅の合計は、それぞれの用途に供する部分について必要とされる幅の合計の和以上としなければならない。

本条は、災害時において興行場等の利用者が円滑に避難階まで避難できるように、客用の階段について規定したものです。なお、この階段は、客が通常利用する階段に限らず、災害時も含めて客が利用するすべての階段をいいます。

1 第1項関係

客用の避難時の安全性を確保するため、回り段を禁止したものです。回り段とは、らせん階段等の階段をいい、踏面が正方形又は長方形とならない階段をいいます。

2 第2項関係

直通階段の各階における幅の合計について規定しており、当該階より上にある階（地階については、当該階以下の階）のうち客席の規模が最大の階における客席の床面積の合計により決定されます。ただし書は、興行場等とそれ以外の用途に供する部分が複合する建築物において、他の規定によって階段の幅の合計に関する規定がある場合には、本条の規定による幅の合計とその他の規定による幅の合計の和以上とすることを定めたものです。

【算定式】

耐火構造の建築物の場合 $W \geq S \times 17 \text{ cm} / 10 \text{ m}^2$

耐火構造以外の建築物の場合 $W \geq S \times 20 \text{ cm} / 10 \text{ m}^2$

W：階段幅の合計（cm）

S：その直上階以上の階（地階にあっては、当該階以下の階）のうち客席の床面積の合計が最大の階における客席の床面積の合計（ m^2 ）

(敷地内通路)

第39条 興行場等の用途に供する建築物の敷地内には、避難階に設ける客用の屋外への出口から道路又は公園、広場その他の空地に通ずる通路を設けなければならない。

- 2 前項の通路の幅員は、その通路に通ずる客用の屋外への出口を使用する興行場等の用途に供する部分の床面積の合計が最大の階における客席の床面積の合計に応じ、次の表に定める幅員以上としなければならない。

興行場等の用途に供する部分の床面積の合計が最大の階における客席の床面積の合計	敷地内通路の幅員
500平方メートル以内のもの	1. 5メートル
500平方メートルを超え、1,500平方メートル以内のもの	2. 0メートル
1,500平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	3. 0メートル
3,000平方メートルを超えるもの	4. 0メートル

- 3 第1項の通路には、3段以下の段を設けてはならない。
- 4 特定主要構造部（屋根を除く。）が耐火構造である興行場等は、第1項の通路に相当する部分に次に掲げる条件に該当する構造の歩廊を設けることができる。
- (1) 内法の^{のり}高さは、3メートル以上とすること。
 - (2) 主要構造部は、耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。
 - (3) 通行上支障がある位置に柱、壁その他これらに類するものを設けないものとする。
 - (4) 外気に有効に開放されていること。

本条は、災害時において興行場等の利用者が円滑に道路等まで避難できるように、敷地内通路の設置について規定したものです。

1 第1項関係

本項の客用の屋外への出口は、主要な出口、政令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段の地上に接する部分、政令第125条第1項に規定する出口（任意に設置した階段の出口を除く）、政令第120条及び政令第121条に規定する直通階段の地上に接する部分並びに条例の規定により設置される直通階段の地上に接する部分で客用のものが該当します。

2 第2項関係

客席の床面積の合計が最大の階における当該客席の床面積の規模に応じた区分により敷地内通路の幅員を定めています。

3 第3項関係

敷地内の通路に段がある場合、段数が少ないとかえって段の有無が認識できず、転倒するおそれがあるため、これを防止することを目的とした規定です。

(廊下及び広間の類)

第40条 劇場、映画館、演芸場、観覧場又は公会堂の用途に供する建築物の各階には、客席の両側及び後方に廊下又は広間の類を設けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 客席からずい道を設け、廊下又は広間の類に通じている場合において、避難上支障がない場合
- (2) 客席が避難階にあり、かつ、客席の側面に設ける出口が直接道路、公園、通路（幅員が3メートル以上のものに限る。）その他避難上安全な場所に面している場合
- 2 前項本文の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル以内（特定主要構造部（屋根を除く。）が耐火構造であるものにあつては、300平方メートル以内）である場合においては、同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類は、片側とすることができる。
- 3 集会場の用途に供する建築物の各階には、客席の片側又は後方に廊下又は広間の類を設けなければならない。ただし、第1項各号に規定する場合に該当するときは、この限りでない。
- 4 第1項及び第3項の廊下又は広間の類は、客席と混用されないように壁で客席と区画しなければならない。
- 5 興行場等の客用の廊下、広間の類及びこれらに通ずる出口の戸の構造は、次に定めるところによらなければならない。
 - (1) 廊下を使用する客席の床面積の合計が200平方メートル以内である場合においては、当該廊下の幅を1.2メートル以上とすること。
 - (2) 廊下を使用する客席の床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内である場合においては、当該廊下の幅を1.3メートル以上とすること。
 - (3) 廊下を使用する客席の床面積の合計が300平方メートルを超える場合においては、当該廊下の幅を、1.3メートルに300平方メートルを超える客席の床面積60平方メートルまたは60平方メートルに満たない端数を増すごとに10センチメートルを加えた数値以上とすること。
 - (4) 廊下及び広間の類には、3段以下の段を設けないこと。
 - (5) 廊下及び広間の類の勾配は10分の1（滑り止めを設けた場合は、8分の1）以下とすること。
 - (6) 廊下及び広間の類は、避難階若しくは地上に通ずる直通階段又は屋外への出口に通ずること。
 - (7) 客席から廊下又は広間の類に通ずる出口の戸は、開閉する場合において、当該廊下又は広間の類の幅の2分の1以上を有効に保持することができるものとする。

本条は、興行場等の客席等から建築物の出口までの混雑の緩和や避難の安全を確保するため、廊下及び広間の類の構造について規定しています。

1 第1項関係

本項は、劇場、映画館、演芸場、観覧場又は公会堂の用途に供する建築物の各階には、客席の両側及び後方に廊下又は広間の類を設けなければならないことを定めています。これは、客席から避難する場合において、一定の人数を滞留できるスペースが必要となることを考慮して規定しているものです。

通常、本項で対象とする建築物には前面に舞台やスクリーンなどがあり、前方から避難することがないことから、それ以外の周囲三方に出入口を設け、廊下又は広間の類を設ける必要があります。

図 40-1 に例を示します。

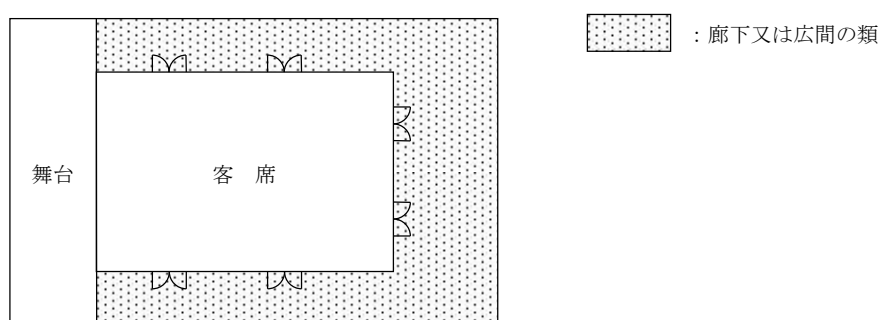


図 40-1 客席の両側及び後方に廊下又は広間の類を設ける例

ただし書では、客席の両側及び後方に廊下又は広間の類を設けなくてもよい場合を規定しています（図 40-2・図 40-3）。

ずい道とはトンネル状に区画されたもので、客席から廊下又は広間の類に抜けるための通路をいいます。

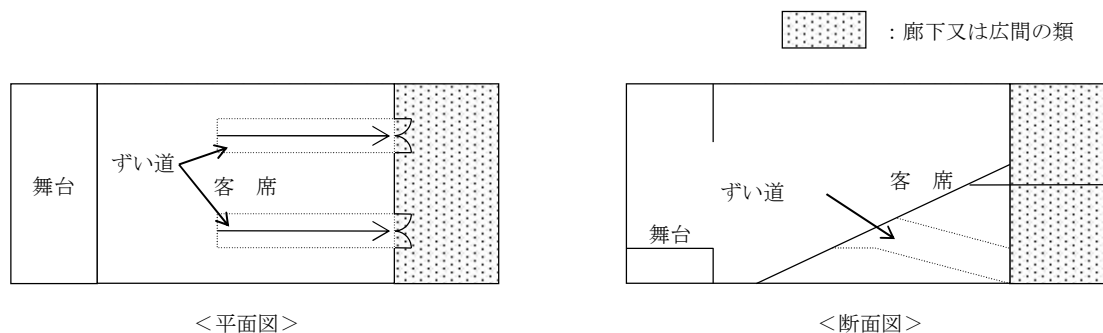


図 40-2 第1項ただし書第1号の例

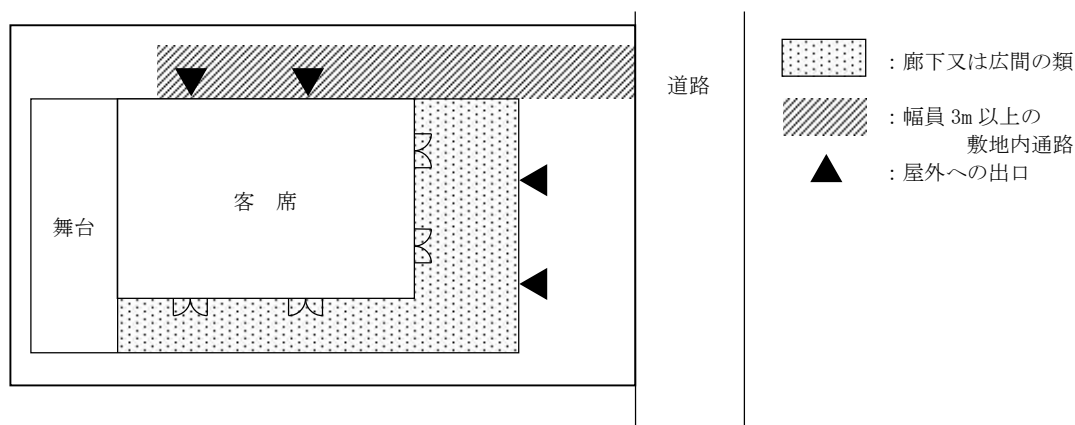


図 40-3 第 1 項ただし書第 2 号の例

2 第2項関係

前項の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル（屋根を除く特定主要構造部が耐火構造であるものにあつては300平方メートル）以内の場合には、客席の両側に設ける廊下は片側のみとすることができる規定です。ただし、この場合においても三方または四方に出入口が設けられている場合には周囲に廊下又は広間の類を設けることが望ましいです。

3 第3項関係

本項は、集会場の用途に供する建築物の各階には、客席の側面の片側か後方いずれかに廊下又は広間の類を設けなければならないことを定めています。

ただし書では、第1項各号に該当する場合は、廊下又は広間の類を設けなくてもよいことを規定しています。

4 第4項関係

本項の区画の構造は、避難の安全を確保するために規定したもので、その区画は準耐火構造の壁若しくは耐火構造の壁とすることが望ましいです。

5 第5項関係

第5項第1号から第3号までの規定は、客席の床面積による廊下の幅の規定です。なお、幅とは有効幅員をいい、廊下に手すり等を設けた場合は、当該手すり等の内法の幅が有効幅員となります。

第5項第4号の規定は、廊下及び広間の類からの避難において、認識しづらい段差が設置されると転倒するおそれがあるため、3段以下の段差を禁止しています。

第5項第7号の規定は、客席から廊下・広間等の避難経路へ通じる出口の戸は基本的に外開きに計画されるので、円滑な避難が確保されるよう、これらの戸が外開き（避難経路側）に開放された状態においても、最低でも廊下又は広間の類の幅の2分の1以上を有効幅員として確保することとしています。

図 40-4 に例を示します。

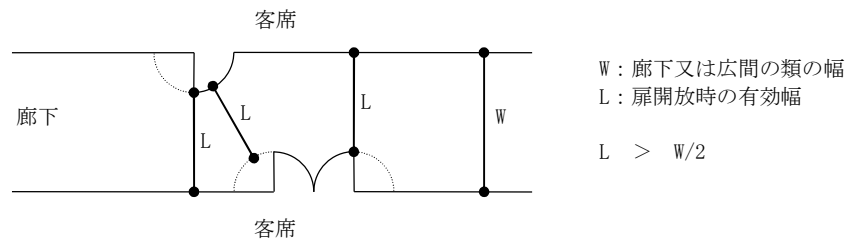


図 40-4 客席から廊下又は広間等の避難経路へ通じる出口の戸の例

(客席の構造)

第41条 興行場等の客席の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 主階より上の階の客席の前面には、堅固な手すり壁の類を設けること。
 - (2) 客席の段床（段の高さが50センチメートル以上の段床に限る。）には、客席の前面に高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。
- 2 興行場等の客席内の通路には、段を設けてはならない。ただし、段床を縦断する通路及び客席の構造上、段を設けることがやむを得ないと認められる通路（避難上支障がない部分に限る。）については、この限りでない。
 - 3 前項ただし書の規定により段を設ける場合は、けあげは18センチメートル以下、踏面は26センチメートル以上としなければならない。
 - 4 第2項ただし書の通路で高低の差が3メートルを超えるもの（階段の勾配が5分の1以下であるものを除く。）については、高さ3メートル以内ごとに、これに通ずる横通路又は幅1メートル以上のずい道を設け、これを廊下、広間の類又は階段に通じさせなければならない。
 - 5 興行場等の客席内の通路の勾配は、10分の1（滑り止めを設けた場合は、8分の1）を超えてはならない。

本条は、興行場等の客席内における避難の安全を確保するため、客席の構造等を定めたものです。

なお、興行場等における客席の構造や通路等の構造については、藤沢市火災予防条例（昭和48年条例第10号）においても規定がありますのでご注意ください。

1 第1項関係

本項は、興行場等の客席内での観客の転落を防止するための手すりの基準を定めたものです。

主階とは、舞台のある階、客席等の出口がある階を指します。主階より上の階の客席の前面とは、劇場等で同一の空間内の客席に複数の階層が存在する場合に、舞台等がある層より上層の客席の部分の最前部の部分をいいます。

堅固な手すり壁の類とは、広い幅の手すり壁等、転落防止上有効なものをいいます。堅固な手すり壁の類を設置した場合も、縦通路通行等における安全対策として、さらに転落防止措置を講じることが望ましいです。

図41-1に例を示します。

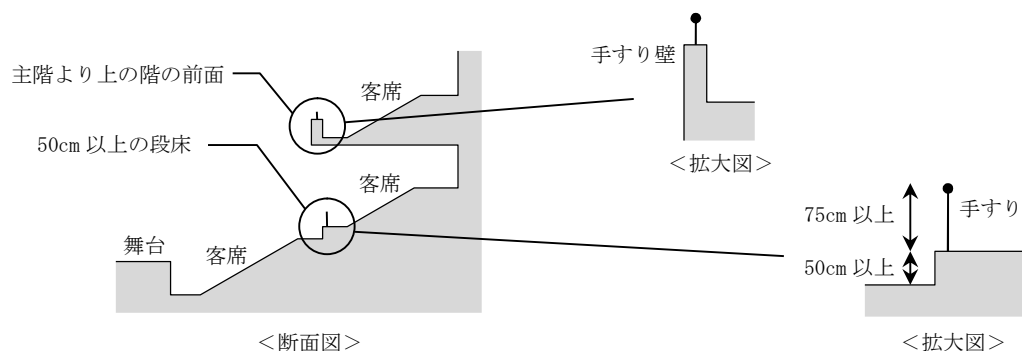


図41-1 客席内の手すりの例

2 第2項関係

客席の通路に段を設けると通行上転倒のおそれがあるため、原則として第5項の規定に適合する傾斜路とする必要があります。ただし、段床を縦断する通路や客席の構造上段を設けることがやむを得ない場合で避難上支障がない部分に限って段を設けることができます。

3 第3項、第4項関係

第2項のただし書の規定により段を設ける場合の基準です。

第3項はけあげと踏面について規定しています。

第4項は横通路又はずい道の設置が必要な位置及びその構造について規定しています。横通路の設置例は図 41-2 のとおりです。なお、横通路は両側とも「廊下、広間の類」又は階段に通じさせる必要があります。

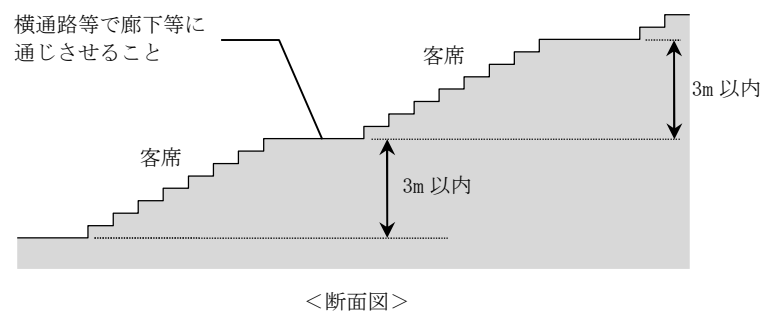


図 41-2 横通路の設置例

4 第5項関係

興行場等に傾斜路を設ける場合の勾配について規定しています。

(客席の出口)

第42条 興行場等の客席から廊下又は広間の類に通ずる出口には、段を設けてはならない。

- 2 前項の出口の幅は、当該出口に通ずる客席内の通路の幅（その幅が1メートルに満たない場合は、1メートル）以上とし、かつ、その幅の合計は、その出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、主要構造部（屋根を除く。）が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル以上、その他のものにあっては20センチメートル以上としなければならない。
- 3 第1項の出口を2以上設ける場合においては、互いに近接した位置に設けてはならない。
- 4 いす席が床に定着していない場合においては、第1項の出口の数は、次の表の左欄に掲げる区画された客席の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上としなければならない。

区画された客席の床面積	出口の数
30平方メートル以内のもの	1
30平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	2
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	3
300平方メートルを超え600平方メートル以内のもの	4
600平方メートルを超えるもの	5

本条は、興行場等の客席から廊下又は広間の類に安全に避難するために、客席の出口の構造を定めたものです。

1 第1項関係

本項は、避難時における出口での転倒防止のために段を設けることを禁止する規定です。

2 第2項関係

本項は、客席から廊下又は広間の類に通ずる各出口の幅員について、その出口が接続する客席内の通路幅以上（通路幅が1メートル未満の場合は1メートル）確保することを義務付けるとともに、各出口の幅員の合計について、客席の床面積に応じた長さ以上を確保することを義務付けたものです。

3 第3項関係

客席から廊下又は広間の類に通ずる出口を2以上設ける場合には、避難の有効性を確保するために近接した位置に設けることを禁止しています。

4 第4項関係

区画された客席とは、可動間仕切りにより区画された場合も区画された客席となります。また、同一空間であっても異なる避難経路を確保している場合は区画された客席として扱います。

(舞台の構造)

第43条 興行場等の用途に供する建築物で、舞台の床面積が200平方メートルを超えるものにあつては、その舞台とこれに附属する各室との隔壁は、準耐火構造としなければならない。

2 前項の舞台の上部及び下部には、楽屋、控室、道具部屋その他これらに類するものを設けてはならない。ただし、舞台の下部で防火上安全な構造とした部分については、この限りでない。

本条は、興行場等の舞台と舞台に附属する各室の区画及び設置の禁止を定めたものです。

1 第1項関係

火災初期の延焼防止を図るため舞台の床面積が200平方メートルを超える舞台とこれに附属する各室の隔壁の構造を規定しています。舞台に附属する各室とは、音響機械室や照明室などをいいます。

また、隔壁は主要構造部としますので耐火建築物は耐火構造としなければなりません。

2 第2項関係

本項については、防火上の安全性を確保するため、舞台の上部及び下部に楽屋、控室、道具部屋等を設けることを原則として禁止しています。ただし、「せり」部分に附属する道具部屋など、舞台の構造上その下部に室を設けなければならない場合があることに鑑み、舞台の下部を防火上安全な構造とした場合は、これを免除できるただし書の規定を設けています。

なお、ただし書では、舞台の床が木造であるケースが多いこと等を踏まえ、防火上安全な構造の種類を限定していませんが、例えばスプリンクラーその他の消火設備の設置等により、一定の防火性能を確保できる場合はこれに該当するものとして扱って支障ありません。

(主階が避難階以外の階にある興行場等)

第44条 避難階以外の階に主階がある興行場等の用途に供する建築物の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 建築物の2階から4階までの階又は地階に興行場等の主階を設ける場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる直通階段の1以上を政令第123条の規定による避難階段又は特別避難階段とすること。
 - (2) 建築物の地階に主階を設ける場合においては、客席の床面積の合計は、200平方メートル以内とし、かつ、客席の床面は、地盤面下6メートル以内とすること。
 - (3) 建築物の5階以上の階に主階を設ける場合においては、避難の用に供することができる屋上広場を設けること。
 - (4) 前号に規定する屋上広場を設ける場合においては、主階のある階及び屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設け、これを政令第123条の規定による避難階段又は特別避難階段とすること。
- 2 前項第3号の屋上広場には、避難に支障となる建築設備、工作物その他これらに類するものを設けてはならない。
- 3 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。)は、耐火建築物、法第27条第1項の規定に適合する建築物であつてその特定主要構造部の性能が政令第107条各号若しくは第108の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合するもの又は主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。
- 4 政令第109条の8に規定する部分には、それぞれ別の建築物とみなし、前項の規定を適用する。

本条は、主階が避難階以外の階にある興行場等について構造の制限を附加しているものです。

なお、客席が2以上の階を使用する構造となっており、かつ、その出口がそれぞれの階にある場合においては、その主たる避難出口がある階を主階として扱います。

1 第1項関係

第1号について、地上5階以上の階、または地下2階以下の階に主階がある場合は政令第122条の規定による必要があります。

2 第3項関係

興行場等のうち劇場、映画館又は演芸場の用途に供する特殊建築物については、その主階が1階にない場合、法第27条第1項第4号の規定により耐火建築物等としなければならないことから、本項では、公会堂、集会場についても主階が避難階にない場合、同様に耐火建築物等としなければならないものとした規定です。

3 第4項関係

本項は、第3項の耐火建築物等の要求について、政令第109条の8で規定する部分については、当該区画部分ごとに規定を適用する旨の規定です。なお、火熱遮断壁で区画された場合の別の建築物とみなす考え方は第23条の図23-3の事例と同様です。

(制限の緩和)

第45条 この節の規定は、興行場等の用途に供する建築物で、市長が周囲の状況又はその規模、配置により安全上、防火上及び避難上支障がないと認めて藤沢市建築審査会（以下「審査会」という。）の同意を得て許可したものについては、適用しない。

本条は、この節の規定が適用されない緩和規定を定めたものです。